

平成24年11月30日下浅見川・下北迫地区の広野
小高線や防災緑地、浅見川、北迫川の都市計画決
定しました。

平成24年11月

福島県 相双建設事務所

都市計画決定までのスケジュール

- 1 都市計画説明会 平成24年10月8日(月)
- 2 案の縦覧 平成24年10月19日(金)～11月2日(金)
- 3 福島県都市計画審議会 平成24年11月12日(月)
- 4 復興整備協議会 平成24年11月20日(火)
- 5 都市計画決定 平成24年11月30日(金)

都市計画決定（１）

広野小高線や防災緑地、浅見川、北迫川は、津波被災に対し安全なまちの形成に向けた計画的な土地利用のため、多重防御に重要な施設として都市計画に位置づけ整備するものです。

都市計画決定（２）

今回の都市計画決定は、東日本大震災復興特別区域法に基づく『復興整備計画』を活用して都市計画決定を行うものです。

復興まちづくりの考え方

- ▶ 海岸堤防のみの防御から、防潮堤や広野小高線、防災緑地、避難計画など、**複数の手法を組み合わせた「多重防御」**による総合的な防災力が向上したまちづくりを目指します。
- ▶ なお、**発生頻度が高い津波**（数十年～百数十年に一度程度）は、**海岸堤防による防御**が可能となるよう、防潮堤を嵩上げ整備します。

広野小高線整備の目的

■非常時

最大クラス（千年に1度）の津波が発生した時の多重防御の1つとして機能。

。

■通常時

- ▶ 広野町の沿岸部を南北に結ぶ幹線道路。

防災緑地の目的

■非常時

最大クラス（千年に1度）の津波が発生した時、広野小高線と一体となり多重防御の1つとして機能。

■通常時

- ▶ 防砂・防風・防潮機能
- ▶ 風景や自然環境の再生
- ▶ 地域資源として活用（非常時の目的を阻害しない程度）

浅見川、北迫川整備の目的

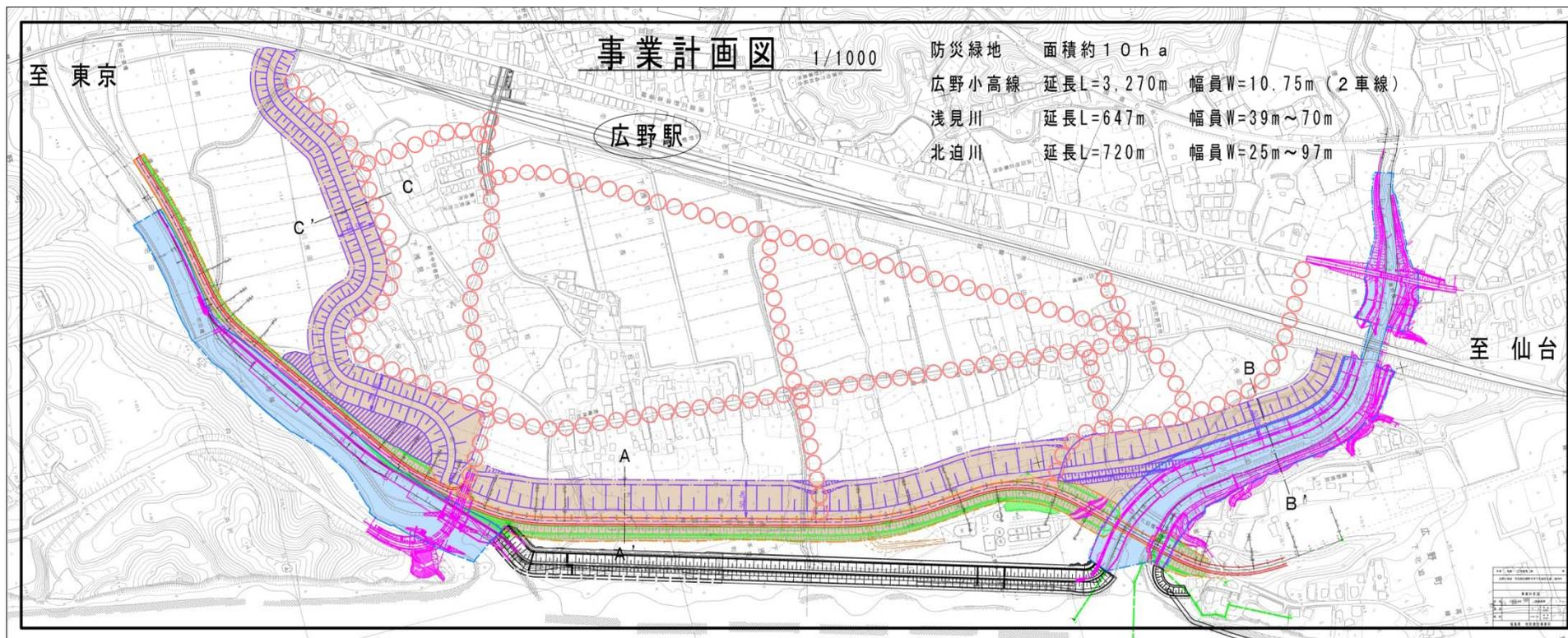
発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に一度程度）は、河川堤防による防御が可能となるよう整備。

最大クラス（千年に1度）の津波が発生した時の多重防御の1つとして機能する。

【区域図1】



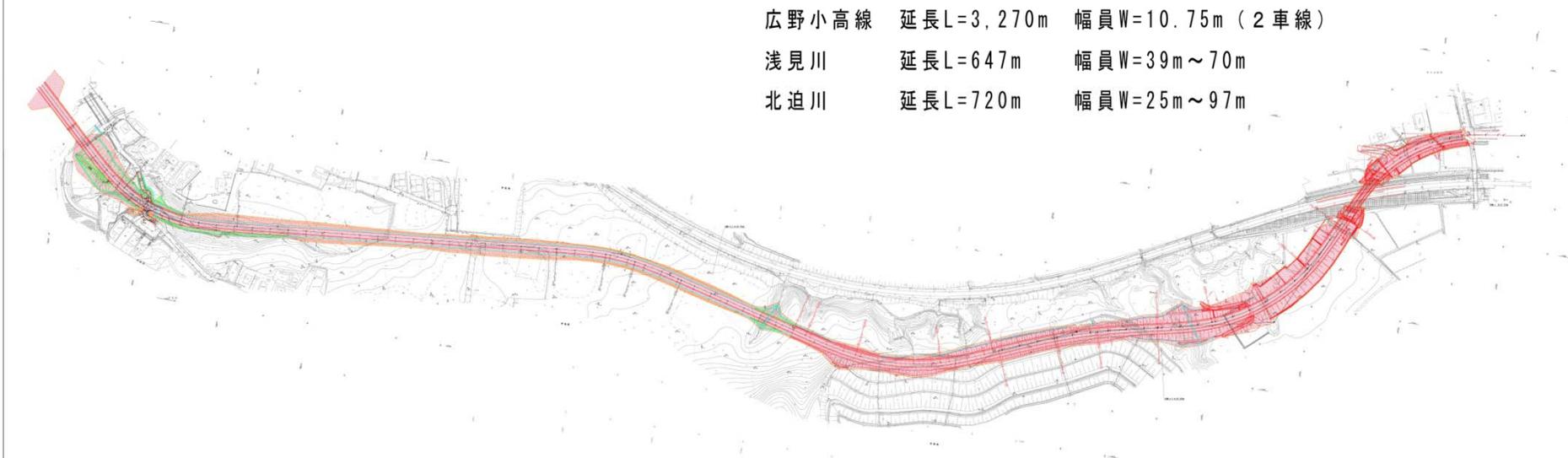
【区域図2】



【区域図3】

事業計画図 1/1000

- 防災緑地 面積約10ha
- 広野小高線 延長L=3,270m 幅員W=10.75m (2車線)
- 浅見川 延長L=647m 幅員W=39m~70m
- 北迫川 延長L=720m 幅員W=25m~97m



広野小高線北側拡大図

資料表			
項目	内容	単位	備考
面積	10.00	ha	
延長	3,270	m	
幅員	10.75	m	

代表横断図 1

